

さいたま市役所本庁舎広告付き地図案内板設置・運営事業者公募要領

さいたま市財政局財政部庁舎管理課(以下「庁舎管理課」という。)が実施する広告付き地図案内板設置・運営事業者(以下「事業者」という。)を公募して行う貸付けについて定めるものです。

希望される方は、この公募要領、仕様書、特記仕様書等をよく読み、次の各事項を理解し、必ず現地を確認し承知されたうえでお申込みください。

募集事項

- (1) 所 在 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
 さいたま市役所本庁舎本館
- (2) 事業概要 別紙「仕様書」及び「特記仕様書」に基づき、以下の事業を実施すること。
 - ① 広告付き地図案内板の設置
 - ② 広告付き地図案内板の維持管理・更新
- (3) 貸付物件 別紙「特記仕様書」等を参照してください。
- (4) 貸付期間 令和8年2月1日(日) から 令和13年1月31日(金)(5年間)
- (5) 貸 付 料 入札額
- (6) 契約保証金 貸付料の100分の10(6か月分)
- (7) 使用条件 別紙の「仕様書」を参照してください。

入札参加要件

◆ 申込みの資格 ◆

- (1) 申込みをすることができる事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて有する者となります。
 - (ア) 令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品等)(以下「名簿」という。)に、①業種区分「販売」・営業品目(大分類)「看板・標識・旗・環境美化用品」営業品目(小分類)「室内サイン全般」及び、②業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」・営業品目(大分類)「催物等」・営業品目(小分類)「広告代理業務」のいずれにも登録されていること。
 - (イ) 地方自治体等に広告付き地図案内板の設置実績があること。
 - (ウ) 別紙「誓約書」に記された内容に反していないこと。
 - (エ) 申込者が、契約者となること。(異動等正当な理由があった場合はその旨の証明を要する。)
- (2) 次のいずれかに該当する者は、応募することができません。
 - (ア) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者。
 - (イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者。
 - (ウ) 入札参加申込(受付)期間から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がある者。

- (エ) 本公募要領、仕様書、特記仕様書等に定める事項を誠実に履行できない者。
- (オ) 直近2年間に、法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している者。
- (カ) 情報公開及び個人情報の保護について、市の施策に準じた措置を講じることができない者。
- (キ) 本市情報セキュリティポリシーに合意せず、遵守できない者。

◆ 注意事項 ◆

- (1) 申込みは期限を厳守してください。
- (2) 必ず「仕様書」「特記仕様書」に記載されている事項を認識したうえで、申込みをしてください。同書に記載されている事項に反する使用内容等で申込みされた場合は、審査の対象外とさせていただきます場合があります。
- (3) 提出書類の記載漏れ、不備等がないようにしてください。申込み後の申込者からの依頼による書類等の変更、返却は一切できません。

参加申込方法・日程

◆ 入札の参加申込 ◆

申込期間	令和7年9月8日(月) ～ 9月30日(火) 9時00分～12時00分 及び 13時00分～17時00分 ※土曜日、日曜日及び休日を除く
申込場所	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所6階 担当 さいたま市財政局財政部庁舎管理課 電話 048-829-1173
申込方法	上記の期間、場所へ持参もしくは郵送により提出してください。 ※郵送については簡易書留とし、申込期限までの消印を有効とします。
必要書類等	① 参加申込書(様式第1号) ② 誓約書(様式第2号) ③ 類似業務実績(様式第3号) ④ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(写し可) ⑤ 法人市民税に係る納税証明書(直近2年間分)(写し可) ⑥ 決算書等(直近の財務状況等がわかる書類) ⑦ 印鑑証明書(写し可。入札書、委任状及び入札金額内訳書に押印する印と同一のもの。) ⑧ 返信用封筒(長3封筒に110円を貼付し、返送先住所・宛名等を記入) ※ 上記①～⑧の書類を各1部提出(証明書等は発行日から3か月以内のもの)。なお、提出書類の返却、変更は認めません。 ※ 上記様式のうち①～③は、市ホームページからダウンロードできます。

◆ 質問の受付・回答 ◆

質問受付期間	令和7年9月8日(月) ～ 9月17日(水)17時00
質問受付方法	質問書をEメールにより提出してください。 → Eメールアドレス chosha-kanri@city.saitama.lg.jp ※ 上記以外の方法(電話、口頭等)では受付しません。
質問回答方法	回答は、9月26日(金)までに、市ホームページにて公表します。 https://www.city.saitama.lg.jp/ (さいたま市ホームページのトップ画面にある“サイト内検索”にて「庁舎管理課」と入力して検索してください)

◆ 入札参加の承認 ◆

提出された必要書類等について審査・確認後、不備等がなかった場合には申込者に「一般競争入札参加証」を交付します。入札時には、交付された「一般競争入札参加証」の提示を求めますので、入札時まで保管し、入札会場に持参してください。

入札日時・方法等

◆ 入札日時等 ◆

入札日時・場所	令和7年10月8日(水) 11時00分 さいたま市役所本館1階 旧会見室
必要書類等	① 一般競争入札参加証(当該公募において、庁舎管理課が交付したもの) ② 入札書 ③ 入札金額内訳書 ④ 委任状(代理人が入札する場合) ※ 上記様式のうち②～④は、市ホームページからダウンロードできます。
入札書の記載	・ 入札金額は年額(税抜)を記載してください。 ・ 数字の記載は、黒インクのボールペン又は万年筆を用いて、アラビア数字(算用数字)を使用して、金額の頭に¥マークを記入してください。 ・ 誤字脱字の加除訂正をする場合は、その箇所に押印(訂正印)をしてください。なお、入札書の金額は訂正できません。 ・ 入札者は、投函した入札書の書換え、引き換え又は撤回はできません。
入札方法	・ 予定価格(最低貸付料)以上で最も高い貸付料を入札した者を落札者とします。 ・ 落札者となるべき同額の入札をした方が複数いた場合は、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。 ・ 最低貸付料以上の入札がない場合、1回限り再度入札をします。 ・ 再度入札においても落札者が決定できない場合、その対応方法については、決まり次第公表します。

入札の無効	・ 入札参加資格の無い者の入札 ・ 記載事項が判読不明なものの入札 ・ 入札事項の一部又は全部が記載されていない入札 ・ 記名、押印がない入札 ・ その他指定した以外の方法により入札した場合
注意事項	・ 当日は、上記の書類を持参してください。 ・ 郵送等での入札はできません。 ・ 入札者以外は、会場への入場はできません。 ・ 入札に関して、不正行為を行った者又は入札執行者の指示に従わない者は、その場で失格もしくは入札無効とします。
入札保証金	免 除

契約方法、その他

◆ 契約の締結 ◆

- (1) 落札者には、契約に関する書類をお渡しします。
- (2) 契約締結期限は、契約通知書を受けてから7日以内となります。
- (3) 契約は、入札参加申込者名義で締結します。
- (4) 貸付料は、契約書に定める金額としますが、落札者が入札金額内訳書に提示した月額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算(1円未満の端数切捨て)し、貸付期間の月数を乗じて得た金額を総額として表記します。

◆ 契約保証金 ◆

契約保証金として、契約期間中の契約貸付料の総額の100分の10の額を、さいたま市に納付していただきます。但し、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認める時は、次の書類を提出することで免除します。

- ① 契約保証金免除申請書
- ② 過去2年の間に国又は地方公共団体と交わした種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し

◆ 契約保証金の還付 ◆

契約保証金は、契約期間満了後、貸付料その他さいたま市にお支払いいただく債務をすべて完済し、当該施設の原状回復を行い、完了検査後に還付請求をしてください。なお、契約保証金は、利息を付さず返還します。

◆ 選定された事業者の取り消し ◆

- (1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、事業者の選定を取り消す場合があります。
 - ① 提出書類に虚偽の記入があったとき。
 - ② 正当な事由なく契約手続きに応じなかったとき。
 - ③ 入札参加要件に掲げる要件に適合しなかったとき。

- ④ 事業者の資金事情の変化等により、企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。
 - ⑤ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者として相応しくないと判断したとき。
- (2) 上記(1)による取り消し又は落札者の辞退等があった場合には、次点の事業者はその資格が移ることとし、さいたま市からその旨を連絡します。

◆ 事業者の公表等 ◆

契約を締結した事業者は、さいたま市ホームページで公表します。

◆ その他 ◆

- (1) 本公募への応募に要する一切の費用は応募者の負担とします。
- (2) 提出書類は参加者に無断で事業者選定以外の目的に使用しませんが、情報開示請求により開示する場合があります。